

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県病院局  
○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程  
○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程  
○福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
○福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程  
○福島県立病院医師研修資金貸与条例施行規程の一部を改正する規程

## 福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

### 福島県病院局管理規程第1号

#### 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則第31項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

### 福島県病院局管理規程第2号

#### 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「記名押印」を「記名」に改め、「あり、かつ、職務上に係るものについては職印、その他のものについては認印の押印」を削る。

第180条第1項中「年2.6パーセントの」を「福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第235条第1項に定める」に改める。

様式第40号中「債権者 住所  
氏名 印」を「債権者 住所  
氏名」に改める。

様式第45号中「印」を削る。

様式第47号、様式第50号、様式第52号及び様式第53号中「罇」を削る。

様式第56号から様式第58号まで、様式第62号、様式第65号及び様式第66号中「罇」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の福島県病院局財務規程のそれぞれの規定に基づいて提出されている書類は、改正後の福島県病院局財務規程の相当の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県病院局財務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

#### 福島県病院局管理規程第3号

##### 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「罇」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）様式第1号による申請書は、改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程様式第1号による申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第1号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

#### 福島県病院局管理規程第4号

##### 福島県病院事業職員公舎規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員公舎規程（平成16年福島県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号から様式第6号までの規定中「罇」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の福島県病院事業職員公舎規程のそれぞれの規定に基づいて提出されている書類は、改正後の福島県病院事業職員公舎規程の相当の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県病院事業職員公舎規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

福島県立病院医師研修資金貸与条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月26日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

**福島県病院局管理規程第5号****福島県県立病院医師研修資金貸与条例施行規程の一部を改正する規程**

福島県県立病院医師研修資金貸与条例施行規程（平成18年福島県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第6号から様式第12号までの規定中「㊤」を削る。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の福島県県立病院医師研修資金貸与条例施行規程のそれぞれの規定に基づいて提出されている書類は、改正後の福島県県立病院医師研修資金貸与条例施行規程の相当の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県県立病院医師研修資金貸与条例施行規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
(病院経営課)